

J R東海ホテルズギフトカードご利用約款

株式会社ジェイアール東海ホテルズ

第1条（約款の趣旨）

株式会社ジェイアール東海ホテルズ（以下「当社」といいます）は、J R東海ホテルズギフトカード（以下「ギフトカード」といいます）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、J R東海ホテルズギフトカードの所持者（以下「お客様」といいます）も、この約款によりお取り扱いをしていただくものとし、

第2条（ギフトカードの利用）

- ① お客様は、ギフトカードを当社が運営する各ホテル直営店舗においてのみ、ご利用することができます。
- ② ギフトカードをご利用になれる直営店舗は、新規開業や終了等によって増減することがあります。
- ③ ギフトカードの額面が、ご利用金額に満たない場合は不足分を現金又は当社の指定する方法にてお支払いいただくものとし、
- ④ ギフトカードの額面がご利用金額を上回る場合であっても、釣り銭はお出しできませんのでご了承ください。
- ⑤ ギフトカードは各ホテル内のテナント店舗ではご利用いただけません。

第3条（ギフトカードが利用できない場合）

次の各場合は、ギフトカードをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

- ① 各ホテルもしくはホテル内の店舗が休業した場合。
- ② ギフトカードの汚損、破損等によりギフトカードの記載事項が確認できない場合。
- ③ システム障害、券面の汚損等によりシステムでのギフトカードの有効性が認識できない場合。
- ④ 当社、または直営店舗がギフトカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いをされる時。
- ⑤ ギフトカードが違法、または不正に取得されたものである時。
- ⑥ ギフトカードが偽造、変造または不正に作成されたものである時。

第4条（ギフトカードの破損等）

- ① ギフトカードが汚損、破損等したとき、お客様はそのギフトカードを提示いただき、記載事項等の確認ができた場合に限り、同額のギフトカードの交付を受けることができます。
- ② 提出されたギフトカードの汚損、破損等が故意によると認められる場合には、本条の取り扱いはいたしません。

第5条（ギフトカードの紛失）

ギフトカードを盗取、紛失等された場合であっても、ギフトカードの再発行はいたしません。

第6条（換金の原則禁止）

ギフトカードは、現金との引き換えはできません。

第7条（個人情報の収集及び利用）

- ① 当社は、本約款に基づく取引において、原則としてお客様の個人情報の収集をいたしません。
- ② お客様が当社及び各ホテル内の店舗に対し、個人情報又はギフトカード番号等のギフトカードに関連する情報を提供する場合、お客様が各店舗との取り決めにおいて行うものとしします。

第8条（有効期限）

ギフトカードの有効期限は、発行日より6か月です。有効期限経過後は無効となります。

第9条（取り扱いの変更）

- ① 当社は、以下の場合に当社の裁量により本約款を変更することがあります。
 - (1) 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、お客様の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ② 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の相当期間前までに本約款を変更する旨及び変更後の規約の内容とその効力発生日を当社のウェブサイト、電子メールその他の適切な方法によりお客様に周知いたします。

第10条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用及び取引に関してお客様と、当社、販売店舗又は取扱店舗との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する 名古屋 地方裁判所又は 名古屋 簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとしします。

附則

この約款は、令和3年1月1日から適用します。